

平成25年度 法令講習会の開催

平成25年12月4日、西条地区主催「第15回法令講習会」をリーガロイヤルホテル新居浜にて開催しました。当日は会員91名が参加、はじめに愛媛県新居浜警察署生活安全課生活安全・少年上席係長、東元様には「廃棄物の不法投棄の実態について」、また、東予地方局廃棄物指導係主任宮城雅彦様より「廃棄物処理法の改正後について」、それぞれご講演をいただきました。

今回の講演では事例も多々説明して頂くなど、不法投棄の実態を知ると共に、微細な投棄行為でも犯罪であるという認識を新たにしました、有意義な講習会となりました。今後も不法投棄防止活動に積極的に取り組んで参りたいと思います。

1. 廃棄物の不法投棄の実態について（愛媛県新居浜警察署生活安全課生活安全・少年上席係長 東元様）

- (1) 生活安全課の業務と不法投棄防止への取組
- (2) 不法投棄の実状
- (3) 廃棄物の定義
- (4) 廃棄物処理法関係の検挙事例について

2. 廃棄物処理法の改正について（東予地方局廃棄物指導係主任 宮城雅彦様）

- (1) 廃棄物処理法改正の経緯
- (2) 平成23年、24年改正について
- (3) PCB廃棄物の処理について
- (4) 最近問題となった事例紹介

以上



平成25年度 不法投棄ごみの撤去作業について

平成25年11月28日(木)、愛媛県東予地方局不法投棄防止対策推進協議会の事業として例年実施しております不法投棄廃棄物の撤去作業を、新居浜市荷内西海岸周辺（県道壬生川新居浜野田線）で実施いたしました。

当日は松山で初雪が舞うほどの冷え込み、また風も強く寒中での厳しい作業となりましたが、西条地区ではユニック車を含む5台の車両を提供し、総勢20名近くの会員が県や市の担当の方々と力を合わせ、清掃作業に取り組みました。

今回の清掃場所はテレビ・冷蔵庫など大型廃棄物は無いものの、弁当屑や空缶などの細々した廃棄物が多数見受けられました。県の方のお話でも一般ゴミの不法投棄が増えているとのことでした。

不法投棄禁止の大きな立て札があるにも関わらず、その足元にゴミが棄てられているこの現状をもっと多くの人達に知ってもらい、不法投棄を「しない・させない・許さない」環境づくりを目指すことの重要性を痛感した1日でした。



平成25年度 不法投棄廃棄物の撤去活動

八幡浜支部では、南予地方局八幡浜支局不法投棄防止対策推進連絡協議会（会長：南予地方局八幡浜保健所長）を主体とする廃棄物撤去活動に参加・協力し、下記の通り実施した。

■実施日時

平成25年11月28日(木) 10:00～12:00

■実施場所

八幡浜市双岩釜倉地区 市道双岩鳥越峠線
沿い3カ所

■出席者

60名（南予地方局八幡浜支局職員 11名、
八幡浜市職員 6名、地元住民の方 10名、
えひめ産業廃棄物協会八幡浜地区 33名）

■実施内容

1. 目的

八幡浜市道双岩鳥越峠線沿いの斜面に大量に投棄されている廃家電、廃タイヤ、一般家庭ごみ等の廃棄物を、協会員及び地元住

民と共に撤去することにより、生活環境の保全はもとより、不法投棄防止のための意識啓発を図る。

2. 内容

- (1) 出発式 10:00～10:15
- (2) 撤去作業 10:15～11:30
- (3) 処分場（八幡浜市南環境センター）搬送～12:00

■実施結果

1. 撤去した廃棄物の主な種類及び量

空き缶、空き瓶、弁当がら、ペットボトル等の一般家庭ごみ、廃ふとん、テレビ、廃タイヤ等 約1.1トン

2. 処分方法

撤去した廃棄物は、八幡浜市の南環境センターに搬入し、市において適正処分した。

3. 撤去後の対応

保健所及び八幡浜市職員により、定期的に巡回監視を行う。

